

日薬研発第 303号
平成30年12月10日

各都道府県薬剤師研修協議会会長 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長 豊島 聡
(捺印省略)

認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領の一部改正について

認定実務実習指導薬剤師認定制度につきましては、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記実施要領を一部改正（別添）し、平成31年1月1日から適用することとしました。これに伴う主な留意事項は下記のとおりですので、ご了知のうえ、遺漏のないようご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 提出された書類は認定不可の場合を除き、返却しません。また、認定不可の場合であっても、無効な修了証又は受講証は、やむを得ない理由がある場合以外は返却しません。
2. いったん振り込まれた認定申請料等は理由の如何を問わず（認定不可の場合も）返却しません。また、この認定申請料を、後日改めて認定実務実習指導薬剤師の認定申請（新規又は更新）を行った場合の認定申請料や他の認定制度等の認定申請料等如何なるものにも充てることはできません。したがって、認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格を満たすことなく受講して認定申請を行った者は、経済的にも不利益を被ることになりますので、認定実務実習指導薬剤師養成研修の実施に当たっては、受講資格を十分に確認してください。特に、産前産後休業・育児休業や病気療養等によって、研修受講時点で実施要領5. ②が満たされていないため、認定を受けられない者が生じていますので、念入りの確認をお願いします。
3. 更新申請書を一部変更し、勤務証明は実際の申請から遡って1か月以内になされたものであることなどの修正を行っていますので、申請の際には以前の申請書を使用しないようご周知ください。
4. 実施要領11. (5)②の特例により更新要件が満たされた場合の申請期限は、2年間の猶予期間の終了後から3か月以内となります。それ以降は理由の如何を問わず更新申請ができませんので、ご注意ください。
5. 平成30年12月10日附則(3)に規定するAWSの修了証は、一般社団法人薬学教育協議会の各病院・薬局実務実習地区調整機構委員長が発行者であるものに限られます。したがって、それ以外の団体等が発行したものは無効です。また、AWSの修了証の有効期間が定められていますので、ご注意ください。
6. 従来、いわゆるアドバンスワークショップの開催に当たっては、当財団の研修認定薬剤師制度における研修会開催申請が行われ、その受理により受講者には単位シールが交付されていましたが、平成31年1月1日以降、その申請は受け付けません。